人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ab　国勢調査によつて公表された令和 2 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の就業者数を同年の 65 歳以上の人口（人口から労働力人口及び非労働力人口を控除して得た数を除く。）で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅷ

$N = 341.88 \times \{ (ad - ac) / ac \} \times (1 / 9) + 0.23$

{（ad － ac）／ ac} ×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

ac　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営従業者数

ad　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における個人事業所の従業者数、法人事業所の従業者数及び法人でない団体の事業所の従業者数の合計数

O　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅸ

$O = 370.37 \times \{ (af - ae) / ae \} \times (1 / 9) + 3.93$

{（af － ae）／ ae} ×（1 ／ 9）に小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

ae　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成 24 年 2 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

af　経済センサス基礎調査規則（平成 31 年総務省令第 46 号）によつて公表された令和 3 年 6 月 1 日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

P　次の算式Ⅹによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には 3 とし、1 に満たないときは 1 とする。）

算式Ⅹ